

ライセンス規約

2026年2月1日作成

このライセンス規約（以下「**本規約**」といいます。）には、公益社団法人日本理学療法士協会（以下「**当会**」といいます。）が権利を有する本著作物（第1条にて定義します。）の利用条件が定められています。

本著作物の利用を希望される皆さま（以下「**利用者**」といいます。）は、当該著作物を利用するにあたっては、本規約にご同意の上、当会所定の利用申請書を当会宛てにご提出ください。本会は、当該利用申請書を確認の上、利用者が当該利用申請書に記載したメールアドレスに対して利用内容の承認もしくは不承認のメールを送信します。利用内容を承認された利用者が承認メールを受信した時点において、当会と利用者との間に、本規約を内容とするライセンス契約（以下「**本契約**」といいます。）が成立するものとします。

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、当会が著作権その他の知的財産権を有する別紙1記載のキャラクター（以下「**本著作物**」といいます。）の利用許諾条件を定めることを目的とし、当会と利用者との間の本著作物の利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 当会は、自己の判断により本規約を変更することがあります。本規約の変更にあたり、すでに本著作物の利用を開始している利用者のうち、利用内容を変更する必要がある場合には、当該利用者に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知します。この場合、当該通知を受けた利用者は変更された内容に同意した上で、本著作物の利用を継続することができます。変更された本規約の内容に同意いただけない場合は、利用内容に応じ、当会が本著作物の利用終了時期を設定しますので、利用者はその終了日までに利用を終了することとします。

第2条（利用者の範囲）

本著作物を利用できる利用者は、以下に定める団体に限定します。

1. 都道府県理学療法士会
2. 一般社団法人日本理学療法学会連合およびその会員である法人学会・研究会
3. 理学療法士養成施設

第3条（利用許諾）

1. 利用者は、本著作物を利用するにあたり、当該利用開始日の2週間前までに、利用を希望する本著作物について、以下の提出先に対し、キャラクター利用許諾申請書及び使用イメージを提出することとします。

提出先：公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 企画部 広報企画課

e-mail：news@japanpt.or.jp

※件名に「キャラクター利用許諾申請」と記載すること

2. 当会は、利用者に対し、前項の申請書及び使用イメージの提出並びに別紙2記載のルール of 厳守を条件として、日本国内において本著作物を以下の各号の全部又は一部を目的としてのみ、広報活動全般（ホームページ、広報誌、SNS、動画、印刷物、イベント会場での掲示物を含みます。）に利用することを非独占的に許諾します。
 - (1) 当会の紹介
 - (2) 当会への入会促進
 - (3) 理学療法の日（7月17日）に関わる理学療法の啓発
3. 利用者は、本著作物の利用に当たり、以下の事項を遵守します。
 - (1) 当会及び本著作物の品位を保つこと
 - (2) 理学療法（士）及び当会の業務・活動等に対する理解を促進するよう最大限努めること
 - (3) 利用者内部の活動のみに利用すること
 - (4) 営利を目的とした利用を行わないこと。ただし、会費又は参加費を徴収するものであっても、学術的又は公益的なイベントでの利用については、この限りでない。
 - (5) 法令や公序良俗に反する利用、第三者の権利侵害のおそれとなる利用を行わないこと
 - (6) 当会の書面による事前の承諾がない限り、第三者に対し、本著作物を利用する権利を再許諾しないこと
4. 利用者は、前項第6号に従い当会の書面承諾を得て本著作物の利用を第三者へ再許諾をする場合、当該再許諾先に対し、利用者が本規約に基づき当会に対して負う義務と同等の義務を負わせるとともに、再許諾先が当該義務に違反したときは、当会に対して当該義務違反についての一切の責任を負います。

第4条（著作権の表示）

利用者は、本著作物を利用するにあたり、当会が指定する態様・方法により著作権表示をしなければなりません。

第5条（改変）

利用者は、本著作物の利用に当たって、その内容・表現等に変更を加えることはできません。

第6条（対価）

本著作物の利用の対価は、無償とします。

第7条（権利の帰属）

本著作物に関する著作権（著作権法第28条及び第29条に定める権利を含みます。）その他の一切の権利は、当会に帰属するものであり、利用者はその帰属につき一切異議を述べず、また争わないものとします。

第8条（誓約事項）

1. 利用者は、本著作物を第3条第2項各号所定の目的でのみ利用し、当該目的以外で利用してはなりません。
2. 利用者は、本著作物を利用するに際しては、第三者の知的財産権その他の権利を侵害してはならず、また、当会及び本著作物の社会的信用・評価を低下させることのないよう最大限配慮しなければなりません。

第9条（第三者による権利侵害）

利用者は、第三者により本著作物の著作権その他の権利が侵害されているおそれのある事実又は本著作物若しくはその利用に関して当会若しくは本著作物の社会的信用・評価を低下させるおそれのある事実を知った場合には、速やかに当会に対してこれを通知したうえで、対応について誠実に協議します。

第10条（期間）

本契約の有効期間は、利用者が利用申請書（当会が承認したもの）に記載した使用期間満了日又は本規約等に基づき当会が利用期限として設定した日若しくは利用者と当会との間で別途合意した日までとする。

第11条（解除等）

1. 利用者が本規約の各条項の一に違反した場合には、当会が相当の期間を定めてその是正等の催告をし、その期間内にそれらの対応がないときは、当会は、本契約を解除することができます。その場合、利用者は、解除後に本著作物を一切利用することができません。
2. 当会は、利用者に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何ら催告を要さず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - (1) 本契約の履行に関して著しい背信行為があったとき
 - (2) 仮差押え、差押え、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを自ら行い、又はそれらの手続を開始する旨の決定

があったとき

- (3) 支払停止又は手形交換所の取引停止処分があったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (6) その他、本契約を継続し難い重大な事由があるとき
3. 利用者は、自己に前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当然に期限の利益を失い、当会に対して負担する一切の債務を直ちに弁済します。
 4. 本条による契約解除権の行使は、当会の利用者に対する損害賠償請求を妨げません。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、当会に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
 - (1) 自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、当会に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを確約します。
 - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
 - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
 - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
 - (4) その他これらに準ずる行為
3. 当会は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、利用者が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告なく、書面による意思表示によって直ちに本契約を解除することができます。この場合において、利用者は当会に対し、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできません。
4. 前項に定める解除は、当会による利用者に対する損害賠償請求を妨げません。

第13条（損害賠償）

利用者は、本規約に違反することにより当会に損害を与えた場合には、その損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償する義務を負います。

第14条（秘密保持）

1. 利用者は、本契約に基づき当会から開示された当会の営業上及び技術上その他一切の情報（その複写・複製物を含み、以下、総称して「**秘密情報**」といいます。）について秘密を保持し、当会の事前の書面による承諾なく、自己の役員及び従業員以外の第三者に秘密情報を開示若しくは漏洩してはなりません。当該秘密保持にあたって、利用者は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理しなければなりません。また、利用者は、秘密情報を必要な範囲を超えて複写又は複製してはなりません。
2. 次の各号のいずれかに該当することを書面により証明できる情報は、秘密情報に含まれません。
 - (1) 開示を受けた際、既に自ら保持していたもの
 - (2) 開示を受けた際、既に公知公用であったもの
 - (3) 開示を受けた後、自らの責によらないで公知又は公用となったもの
 - (4) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく入手したものの
 - (5) 開示された情報を参照することなく独自に開発したもの
3. 利用者は、自己の役員及び従業員に対して秘密情報を開示するときは、本契約において自己が負うのと同等の義務を当該役員及び従業員に課し、当該役員及び従業員による義務の履行につき一切の責任を負います。
4. 利用者は、本契約が終了した場合（その理由の如何を問いません。）又は当会が求めた場合は、秘密情報が記録・記載された媒体（その複写・複製物等を含みます。）を当会に返還し、又は当会の指示に従って廃棄・抹消等します。また、利用者は、当該廃棄・抹消等について、当会が求めた場合は、その旨を証する書面を当会に提出します。

第15条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

利用者は、当会の事前の書面による同意なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはなりません。

第16条（存続条項）

本契約終了（その理由の如何を問いません。）後も、第3条第4項、第7条、第11条第1項後段及び第4項、第12条第3項後段及び第4項並びに第13条以下の規定の効力は存続します。

第17条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されます。
2. 本契約に起因又は関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（誠実協議）

当会及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈上に疑義が生じた場合は、法令の定めによるほか誠意をもって両者協議し、その解決にあたります。

<別紙 1> 本著作物



以上

【使用可能な例】



- ① 日本理学療法士協会を主語とする、または、理学療法の日に関連したテキストを含むこと
- ② イラストの下などに「日本理学療法士協会公式キャラクター」の文字を入れる。「にこるくん」の名称は任意。フォント指定なし
- ③ モノクロ使用、縦横比を変えない範囲でのサイズ変更可
- ④ 各団体の公式キャラクターと並列して掲載可

【使用不可の例】

- ・ ノベルティグッズ
 - ※日本理学療法士協会、理学療法の日などのテキストを入れても不可
- ・ 日本理学療法士協会以外のキャラクターであると誤解させるもの
- ・ 日本理学療法士協会、または、理学療法の日に関連したテキストを含まないもの
- ・ イラストを加工・改変したもの
(モノクロ以外の色の変更、縮尺の変更、反転、要素の追加・削除等)

以上